

令和 8 年 7 月 1 日

指定障害福祉サービス等事業所  
管理者 様

徳島市健康福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

日頃は、本市福祉行政に、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について（令和 7 年 7 月 30 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）」にて、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している市町村においては、契約内容報告書の提出を省略することができることとされました。

つきましては、下記のとおり、本市への契約内容報告書の提出を不要とする取り扱いとしますので、確認ください。

記

1 対象

指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援、  
指定計画相談支援、指定障害児相談支援、指定地域相談支援

※地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業等）は除く

2 取扱開始時期

令和 8 年 7 月 1 日 ※以降の契約分から提出を不要とします。

3 留意事項

- ・あくまで契約内容報告書の提出のみが不要となるものであり、事業所における契約内容の記録等については、引き続き適切な保存・管理等が必要であること。
- ・請求明細情報により契約内容の確認ができない場合等には、契約内容報告書の提出を求める場合があること。

<問合せ先>

〒770-8571

徳島市幸町 2 丁目 5 番地

徳島市 健康福祉部

障害福祉課 障害者支援係

TEL 088-621-5171

FAX 088-621-5300